

愛子小学校PTA会則・規程

平成31年改訂



このPTA規約・規定は、6年生まで使用します。

大切に保管の上、ご活用ください。

総会には必ずお持ちください。

仙台市立愛子小学校PTA

〒989-3124 仙台市青葉区愛子字新宮前1番地

TEL391-8940

目次

仙台市立愛子小学校PTA会則

第1章	総	則	1	
第2章	機	関	1	
第3章	役	員	3	
第4章	会	計	4	
第5章	表	彰・慶	弔	4
第6章	補	則	4	

仙台市立愛子小学校PTA規程

1.	企画運営部運営規程	1
2.	地区運営サポーター選出規程	1
3.	特別委員会委員選出規程	2
4.	会費規程	2
5.	慶弔規程	3
6.	旅費規程	3
7.	プール管理運営委員会規程	4

仙台市立愛子小学校PTA会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、仙台市立愛子小学校PTAと称し、事務局を愛子小学校内に置きます。

(目的)

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、学校と家庭ならびに地域社会における児童の健全育成に寄与することを目的とします。

(活動方針)

第3条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力していきます。

第4条 この会は、厳密な教育団体ですから、特定の政党や宗教に関係しないとともに、営利を目的とするような行為は行いません。

(会員)

第5条 この会の会員は、愛子小学校に在籍する児童の保護者および愛子小学校の教職員で、この会の趣旨に賛同し、定められた会費を納めた人としてします。

第6条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利を有します。

(事業)

第7条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 家庭と学校の連携により、児童の自主的活動を促進すること。
- (2) 家庭、学校および地域における児童福祉の増進を図ること。
- (3) 会員の研修および親睦活動を推進すること。
- (4) 教育環境の整備・充実のための活動を推進すること。
- (5) その他、この会の目的達成に必要と認めたこと。

第2章 機関

(機関の種類)

第8条 この会に、次の機関を置きます。

- (1) 総会
- (2) 企画運営部
- (3) 役員会
- (4) 実行委員会
- (5) 特別委員会
- (6) ボランティアセンター

(機関の表決)

第9条 各機関の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができません。また、議事は出席者の過半数の賛成によって決し、可否同数のときは議長が決めます。

(総会)

第10条 総会は、この会の最高議決機関で、全会員をもって構成します。

第11条 総会は、毎年一回4月に、会長の招集によって開催します。ただし、必要がある場合は臨時総会を開くことができます。

第12条 総会に付議する事項は、次のとおりです。

- (1) 事業の報告および計画の承認
- (2) 会計の決算および予算の承認
- (3) 会則の制定・改廃
- (4) 役員を選出
- (5) その他、この会の運営に関する重要事項

第13条 総会は、他の会員に委任した会員も出席したものとみなします。

第14条 総会の議長は、出席会員の中から選出します。

(企画運営部)

第15条 企画運営部は、役員会および実行委員会の構成員で構成し、この会の活動・運営に必要な事項を審議し執行します。

第16条 企画運営部会議の議長および企画運営部の運営に関する必要事項は別に定めます。

第17条 企画運営部は、別に定めるもののほか、役員会から付託された次の事項を審議します。

- (1) 総会に付議する議案
- (2) 総会で付託された事項
- (3) 規程の制定および改廃
- (4) 事業の執行および各機関の調整に関する事項
- (5) その他

(役員会)

第18条 役員会は、会長、副会長、事務長、庶務、会計および参与で構成し、この会の活動・運営の基本方針について審議します。

第19条 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となります。

第20条 役員会は、次の事項を審議します。

- (1) 企画運営部に付議する事項
- (2) 企画運営部で付託された事項
- (3) 会員および関係者の表彰に関する事項
- (4) 会員の慶弔に関する事項
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

(実行委員会)

第21条 実行委員会は、各地区運営サポーターの代表若干名で構成し、役員会、企画運営部およびボランティアセンターとの連携のもとに、総会で審議決定した事業を執行します。

第22条 地区運営サポーターは、二岩北、二岩南、上町の3地区から、別に定める規程により選出します。

(特別委員会)

第23条 この会に、特定の任務を遂行するため、役員候補者推薦委員会とプール管理運営委員会の二つの特別委員会を設けます。

第24条 役員候補者推薦委員会およびプール管理運営委員会は、別に定める規程により委員を選出し運営します。

第25条 この会に、必要に応じて他の特別委員会を設けることができます。

(ボランティアセンター)

第26条 この会に、実行委員会が執行する各事業を支援するためにボランティアセンターを置きます。

第27条 ボランティアセンターは、実行委員会の各委員がリーダーとなってボランティアを募集し、実行委員会が執行する各事業をサポートします。

第3章 役員

(役員)

第28条 この会に、次の役員を置きます。

- (1) 会長1名 (2) 副会長3名以上 (3) 事務長1名(教員) (4) 庶務3名以上
- (5) 会計2名以上(保護者1名以上、教員1名) (6) 監事2名 (7) 参与(校長)

(役員の仕事)

第29条 この会の役員の仕事は、次のとおりとします。

- (1) 会長は、会務を統括し、この会を代表します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理します。
- (3) 事務長、庶務、会計は事務局を構成し、事務長が事務局を統括します。
- (4) 庶務は、この会の事務および記録を担当します。
- (5) 会計は、この会の会計処理および会計管理を行います。
- (6) 監事は、この会の事業および会計を監査し、総会に報告します。
- (7) 参与は、この会の運営に関して助言し、会を総括的に調整します。

(役員の仕事)

第30条 この会の保護者役員の仕事は、1年とします。ただし、1児童につき1役職3年を限度として、再任を妨げません。

第31条 役員に欠員が生じたときは、その補充は企画運営部が行うこととし、その仕事は前任者の残任期間とします。

(役員の仕事)

第32条 会長、副会長、庶務、会計(保護者1名以上)および監事は、役員候補者推薦委員会の推薦に基づき、総会の承認を得て選出します。

第33条 事務長、会計(教員1名)および参与は、会長が委嘱します。

付則 この会則は、平成31年4月19日から施行します。

第4章 会計

(経費)

第34条 この会の活動に要する経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てます。

(会費)

第35条 この会の会費は、総会において決定します。

第36条 その他、会費の徴収方法等、会費に関する必要事項は別に定めます。

(会計年度)

第37条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第5章 表彰・慶弔

(表彰)

第38条 この会は、会の運営に顕著な功績のあった者を表彰することができることとし、表彰に関する事項は役員会に一任します。

(慶弔)

第39条 この会は、会員および児童に対して、慶弔・見舞の行為を行うことができます。

第40条 慶弔・見舞に関する必要事項は、別に定めます。

第6章 補則

(旅費)

第41条 役員および会員が、会務のために出張したときは、予算の範囲内で旅費を支給します。

第42条 旅費に関する必要事項は、別に定めます。

(会則等の改廃)

第43条 この会則の改正および廃止は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。

第44条 この会則に基づく各規程の制定、改正および廃止は、企画運営部会議において構成員の3分の2以上の賛成を必要とします。

(顧問)

第45条 この会に、顧問を置くことができます。

第46条 顧問は、企画運営部の推挙により会長が委嘱し、会長の諮問に応じます。

付則 この会則は、平成22年4月23日から施行します。

付則 この会則は、平成27年4月23日から施行します。

仙台市立愛子小学校PTA 規程集

1. 仙台市立愛子小学校PTA企画運営部運営規程

第1条 この規程は、仙台市立愛子小学校PTA会則第16条の規定により、企画運営部の運営に関して定めるものです。

第2条 この企画運営部は、部長の要請に応じて会長が招集し、会則第17条に定める事項の他、次の事項を審議します。

- (1) 総会の決定に基づく、具体的な事業計画の立案
- (2) 欠員が生じた場合の役員の補充
- (3) その他、この会の事業執行に必要な事項

第3条 この企画運営部の部長は副会長のうちの1名とし、企画運営部会議の議長を務めます。

付則 この規程は、平成22年4月23日から施行します。

2. 仙台市立愛子小学校PTA地区運営サポーター選出規程

第1条 この規程は、仙台市立愛子小学校PTA会則第22条の規定により、地区運営サポーターの選出等に関して定めるものです。

第2条 地区運営サポーターは、子どもたちの生活基盤である各地区において、各地区団体との連携のもとに、子どもたちの健全育成のための支援活動の世話役を果たすとともに、地区会員の交流、親睦を図ることに努めます。

第3条 二岩北、二岩南、上町の3地区から選出する地区運営サポーターの人数は、各地区の世帯数を勘案して各々4名から10名の範囲内とし、年度ごとに企画運営部会で協議して決定することとします。

第4条 実行委員会を構成する各地区運営サポーター代表の人数は、各地区の世帯数を勘案し

て年度ごとに企画運営部会で協議し決定することとします。

第5条 選出の方法については、全PTA会員を対象とし、選出することとします。

付則 この規程は、平成22年4月28日から施行します。

付則 この規程は、平成27年4月23日から施行します。

付則 この規程は、平成30年4月20日から施行します。

3. 仙台市立愛子小学校PTA特別委員会委員選出規程

第1条 この規程は、仙台市立愛子小学校PTA会則第24条の規定により、役員候補者推薦委員会およびプール管理運営委員会の二つの特別委員会委員の選出等に関して定めるものです。

第2条 役員候補者推薦委員会は、この会の保護者役員の候補者を選考し、総会に推薦します。

2 役員候補者推薦委員会は、二岩北、二岩南、上町の3地区からそれぞれ2名ずつ委員を選出し、6名の委員の互選によって委員長を決めて運営します。

第3条 プール管理運営委員会は、夏季休業中、仙台市立愛子小学校より、学校プール、更衣室、トイレ等、プール関連施設を借用し、原則として愛子小学校児童を対象に開放するために、その管理と運営を行います。

2 プール管理運営委員会は、会長を委員長とし、役員会から会長の他3名、および二岩北、二岩南、上町の3地区からそれぞれ2名ずつの委員を選出して運営します。

付則 この規程は、平成21年4月28日から施行します。

付則 この規程は、平成27年4月23日から施行します。

4. 仙台市立愛子小学校PTA会費規程

第1条 この規程は、仙台市立愛子小学校PTA会則第36条の規定により、会費の徴収方法等、会費に関する必要事項を定めるものです。

第2条 この会の会費は会員1世帯当たりの年会費とし、その年額は総会において決めます。

第3条 会費の徴収方法は、総会において年額が決定した後、役員会において審議し決定します。

第4条 年度途中において入退会した会員の会費の額については、その入退会時期等を勘案して役員会において決定し、その処置を会員に伝えます。

第5条 会員に特別な事情があるときは、会費を一定期間免除することができるものとし、その該当基準および免除期間等については、会員の申請に基づいて役員会が審議し決定します。

第6条 この会の運営に特別な事情が生じたときは、臨時に特別会費を徴収できるものとし、その場合は役員会の発議に基づいて企画運営部会議で審議し決定します。ただしこの場合、事後の総会に報告して承認を得なければなりません。

付則 この規程は、平成21年4月28日から施行します。

5. 仙台市立愛子小学校PTA慶弔規程

第1条 この規程は、仙台市立愛子小学校PTA会則第40条の規定により、会員および児童の慶弔・見舞に関して定めるものです。

第2条 この会は、愛子小学校の名誉となる顕著な活躍をしたと認められる会員および児童に対して、祝電および祝い金等により祝意を表することができるものとし、その該当基準および金額については、役員会に委ねるものとします。

第3条 この会の弔意および見舞いの行為は、次のとおりとします。

- (1) 会員が死亡した場合は、弔電および10,000円の香典
- (2) 児童が死亡した場合は、弔電および10,000円の香典
- (3) 会員が本会活動中の傷害事故により、1ヶ月以上入院した場合は、5,000円の見舞金

第4条 その他、慶弔・見舞に関して、この規程に定めのない事項については、役員会に一任することとします。

付則 この規程は、平成21年4月28日から施行します。

6. 仙台市立愛子小学校PTA旅費規程

第1条 この規程は、仙台市立愛子小学校PTA会則第42条の規定により、会員の旅費に関して

定めるものです。

第2条 この会の旅費は、関連諸団体からの要請により、この会の代表として会議等に出張した場合に支給します。

第3条 旅費の支給額は、次のとおりとします。

①市内 1,000円 ②県内 1,500円 ③県外 2,000円

第4条 その他、宿泊を伴う出張等、この規程に定めのない旅費に関する事項については、役員会に一任することとします。

付則 この規程は、平成21年4月28日から施行します。

7. 仙台市立愛子小学校PTAプール管理運営委員会規程(案)

第1条 この規程は、仙台市立愛子小学校PTA会則第24条の規定により、プール管理運営委員会の運営に関して定めるものです。

第2条 この委員会は、夏季休業中における学校プール開放に伴う児童の利用に関し、プールの有効かつ安全な管理運営に当たることを目的とします。

第3条 この委員会の任務は、次のとおりとします。

- (1) 学校のプール管理運営に関すること
- (2) 教育委員会および学校との相互連絡、調整に関すること
- (3) プール開放についての情報を周知させること
- (4) プール監視員の任免および世話人の割当調整に関すること
- (5) プール利用上の安全対策および事故防止に関すること
- (6) プール利用希望者およびプール利用者の確認に関すること
- (7) その他、プール利用に関し必要な事項

第4条 この委員会は、役員会から会長を含む4名、3地区サポーターから2名ずつ、および担当教職員をもって構成します。

- 2 この委員会に、委員長、副委員長、書記、会計を各1名、ならびに監事2名および顧問を置きます。
- 3 委員長は会長とし、他の役職は委員による互選とします。

- 4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表します。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代理します。
- 6 監事は、プール管理運営会計を監査します。
- 7 顧問は校長とし、委員会が円滑に行われるよう助言します。

第5条 この委員会は、プール開放期間の前後および必要に応じて会議を開催するものとし、委員長がこれを招集します。

- 2 会議では、第3条に掲げる事項および委員会の運営等について協議します。

第6条 この委員会は、プールの管理運営に要する経費を執行するため、プール管理運営会計を設けます。

- 2 プール管理運営会計の会計年度は、毎年6月1日に始まり、9月30日に終わります。
- 3 プール管理運営に要する経費は、補助金およびその他の収入をもって充てます。

第7条 この委員会は、プール利用計画およびプール管理運営会計の予算・決算が確定したときに、その内容を会員に周知するものとします。

第8条 この規程に定めるもののほか、プール管理運営に関し必要な事項は、プール管理運営委員会が定めます。

付則 この規程は、平成21年4月28日から施行します。